

項目	各種事務事業の取扱い - 都市計画事業
都市計画事業は、さいたま市の制度に統一する。	

主な項目とその取扱い

都市計画マスタープラン	合併後、さいたま市の計画に統一する。
緑の基本計画	合併後、さいたま市の計画に統一する。
グリーンパラソル推進事業	さいたま市の制度を適用する。
オープン型民間緑地保全事業	さいたま市の制度を適用する。
総合都市交通体系マスタープラン	合併後、さいたま市の計画に統一する。

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 都市計画事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 都市計画マスタープラン</p> <p>(1) 目的 市の基本構想及び整備・開発及び保全の方針に即して、都市計画に関する基本的な方針を定める。</p> <p>(2) 策定年次 平成 15 年度から策定作業に着手し、平成 17 年度に公表予定。</p> <p>2 緑の基本計画</p> <p>(1) 目的 都市緑地保全法等の法令に従い、都市構造等を勘案した都市の緑とオープンスペースの整備・保全及び緑化の総合的な計画を策定する。</p> <p>(2) 策定年次 平成 14 年度 緑の現況調査 平成 15 年度・平成 16 年度 計画策定</p> <p>3 グリーンパラソル推進事業</p> <p>(1) 目的 市全域に歩いていける身近な公園を適正に配置する。</p> <p>(2) 内容 市民の憩いの場や子ども達の安全な遊び場となる街区公園を重点に整備する。</p> <p>4 オープン型民間緑地保全事業</p> <p>(1) 目的 市民の快適な生活環境を確保するため、市内に残る貴重な緑地の保全を図る。</p> <p>(2) 内容 候補地の選定、所有者の同意を得て実施。固定資産税、都市計画税の減免</p> <p>(3) 指定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定面積 自然緑地 1,000 m²以上 ・ 指定期間 5 年間 ・ 指定条件 公道に接していること。 	<p>1 都市計画マスタープラン</p> <p>(1) 目的 都市づくりのビジョンを総合的かつ体系的に示す指針として、また各市域のまちづくりの方向を示す都市計画の指針として策定する。</p> <p>(2) 策定年次 平成 11 年度～平成 13 年度 目標年次は 2021 年</p> <p>2 緑の基本計画</p> <p>(1) 目的 緑豊かな自然環境と高度な都市開発の整合をとりながら将来都市像である「豊かな自然と文化を育むふれあいのまち」を目指した計画を策定する。</p> <p>(2) 策定年次 平成 7 年度 目標年次は平成 27 年度</p> <p>3 グリーンパラソル推進事業 実施していない。</p> <p>4 オープン型民間緑地保全事業 実施していない。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>(4) 指定箇所（平成 15 年 3 月 31 日現在） 自然緑地 26 か所</p> <p>5 総合都市交通体系マスタープラン</p> <p>(1) 目的 将来都市構造と交通需要を展望し、将来道路網及び将来公共交通網のあり方、具体的な配置方針また整備優先計画のあり方を検討し、総合的な都市交通体系マスタープランを策定する。</p> <p>(2) 策定年次 平成 14 年度・平成 15 年度</p>	<p>5 総合都市交通体系マスタープラン</p> <p>(1) 目的 豊かな環境・歴史・文化等の資産を継承しつつ、新たな公共交通の拠点性・利便性を生かした「交通まちづくり」に向け、総合的に都市交通政策を展開するマスタープランを策定する。</p> <p>(2) 策定年次 平成 14 年度・平成 15 年度</p>